

女性活躍推進法に基づく情報公表

① 男女間賃金差異

	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	68.8%
正規雇用	86.9%
有期雇用・パートタイム雇用	100.2%

*対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

*差異についての補足説明：同じ属性内における賃金差異はありません。それを前提に、総賃金、人員数で割合を算出すると、正規雇用労働者の女性/男性賃金差異は、若干男性の賃金が高くなる傾向にあり、扶養手当（扶養者の有無）や管理職手当等、役割や責任に対する手当の差、育児短時間勤務者・育児休業者が男女の賃金差異となっています。全ての労働者の女性/男性の賃金差異は正規労働者、非正規労働者と分けて算出した場合と比較して、その差異は大きくなっていますが、これは、全労働者のうち非正規労働者の割合が高く、また女性労働者のうち非正規労働者の割合が高いことが全ての女性労働者の平均年間賃金を押し下げており、男女の賃金差異が大きくなっている要因となっています。

② 女性管理職比率

31.2%（2025年5月1日現在）

※ 教員除く。課長・次長・部長・事務局次長・事務局長

③ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

・係長級にある者に占める女性労働者の割合

33.3%（2025年5月1日現在）

※ 教員除く。課長補佐職

④ 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

・男女別の育児休業取得率

男女別 (職種別内訳)		出産・配偶者出産人数	育児休業取得者数	育児休業取得率
男性	大学教員	5	1	20.0%
	附属教員	4	3	75.0%
	職員	8	6	75.0%
	男性合計	17	10	58.8%
女性	大学教員	-	-	-
	附属教員	-	-	-
	職員	3	3	100.0%
	女性	3	3	100.0%

*対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日